

（第35号議案）

中野区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

現行の道路占用料は、令和3年1月1日付で評価替えされた固定資産税評価額を用いて積算し、令和4年4月1日付で施行したものである。このたび、令和6年1月1日付で固定資産税評価額の評価替えが行われたことから、下記の通り道路占用料の改定を行う。

記

1. 道路占用料の徴収

道路占用料は道路法第39条に基づき、次の趣旨により徴収するものである。

- （1）占有者が道路を利用することで受ける利益を徴収する。
- （2）道路管理が税負担で行われていることを踏まえ、特定の者へ道路占用使用を許可することによって、増加する管理費の一部を徴収し、税負担の公平を図る。

2. 道路占用料の単価の算定方法

（1）単価積算式

特別区が定める占用料の単価積算式を使用し、物件を設けようとする場所の1㎡あたりの道路価格に一定の率を乗じて積算する。

$$\text{占用料} = \text{①道路価格} \times \text{②使用料率} \times \text{③修正率} \times \text{④占用面積}$$

①道路価格

占有物件に応じ、「平均値」、「商業地」、「宅地」、又は「時価」のいずれかの1㎡あたりの価格を用いる。

②使用料率

地価に対する1年あたりの賃料の割合に相当する率

③修正率

道路に対する影響の度合い（「地上」を1とした場合、「上空」は0.5）

④占用面積

各占用物件の垂直投影面積（但し、看板等は表示面積）

(2) 激変緩和措置

23区では、積算式に用いる道路価格が高額であることから、高い数値の占用料が算出される物件がある。

このため、激変緩和措置として現行占用料の1.2倍を超えないものとし、積算式により算出した額と現行占用料の1.2倍した額とを比較し、低い方の額を採用する。

(例) 第二種電柱（4本又は5本以下の電線を支える電柱）

- ①道路占用料単価 = 道路価格 × 使用料率 × 修正率 × 占用面積
= 23区平均値価格 × 0.034 × 1 × 0.86
= 511,605 × 0.034 × 1 × 0.86 = 14,959
- ②現行占用料を1.2倍した額
現行占用料14,300 × 1.2 = 17,160
- ③道路占用料単価令和7年度決定額
① < ② ⇒ 14,959円 ≒ 14,900円（1本につき/年間）

3. 中野区道路占用料等徴収条例の一部改正

(1) 上記の算定方式により、各占用物件の占用料の単価を改定する。

※改定額の一覧は別添新旧対照表を参照

(2) 施行予定日

令和7年4月1日

中野区道路占用料等徴収条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1	9,740円	法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1	9,350円
	第二種電柱	年	14,900円		第二種電柱	年	14,300円
	第三種電柱		20,100円		第三種電柱		19,300円
	第一種電話柱		8,690円		第一種電話柱		7,720円
	第二種電話柱		13,900円		第二種電話柱		12,400円
	第三種電話柱		19,100円		第三種電話柱		17,000円
	その他の柱類		860円		その他の柱類		830円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー	86円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー	83円
	地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1年	52円		地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1年	50円
	路上に設ける変圧器	1個につき1	8,520円		路上に設ける変圧器	1個につき1	8,180円
		年				年	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平	5,210円		地下に設ける変圧器	占用面積1平	5,010円
		方メートルに				方メートルに	
		つき1年				つき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1	17,300円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1	16,700円
	年			年			
広告塔	表示面積1平	24,600円	広告塔	表示面積1平	23,400円		
	方メートルに			方メートルに			
	つき1年			つき1年			
その他のもの	占用面積1平	17,300円	その他のもの	占用面積1平	16,700円		
	方メートルに			方メートルに			
	つき1年			つき1年			

法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	<u>200円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>360円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>520円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>780円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,040円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,560円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,080円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,650円</u>
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>5,210円</u>		
外径が1メートル以上のもの	<u>10,400円</u>		
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>17,300円</u>
法第32条	(略)	(略)	(略)
第1項第5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>12,300円</u>
	地下に設ける通路		<u>7,400円</u>
	その他のもの		<u>11,000円</u>

法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	<u>190円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>340円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>500円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>750円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,000円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,500円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,000円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,500円</u>
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>5,010円</u>		
外径が1メートル以上のもの	<u>10,000円</u>		
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>14,800円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>16,700円</u>
法第32条	(略)	(略)	(略)
第1項第5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>11,700円</u>
	地下に設ける通路		<u>7,020円</u>
	その他のもの		<u>10,400円</u>

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	240円
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	24,600円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1年	24,600円
	標識	1本につき1年	13,900円
	旗ざお、祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	240円
	グ・メーター及び幕	その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年
アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	246,700円
	その他のもの	年	123,300円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	17,300円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条	板囲、足場その他の工事用施設(詰所及び危険防止施設を除く。)及び工事用材料置場	詰所	24,600円
		詰所	24,600円

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	230円
	商品置場その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	23,400円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1年	23,400円
	標識	1本につき1年	13,300円
	旗ざお及び祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	230円
	幕	その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年
アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	234,000円
	その他のもの	年	117,000円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	16,700円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条	板囲、足場その他の工事用施設(詰所及び危険防止施設を除く。)及び工事用材料置場	詰所	23,400円
		詰所	23,400円

第5号に掲げる工事用材料置場	危険防止施設		10,300円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方メートルにつき1年	17,300円
令第7条第8号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
令第7条第13号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けている者のうち、当該占用の期間が1年以内のものに係る占用料の額については、なお従前の例による。

第5号に掲げる工事用材料置場	危険防止施設		8,640円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方メートルにつき1年	16,700円
令第7条第8号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
令第7条第13号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)

備考 (略)